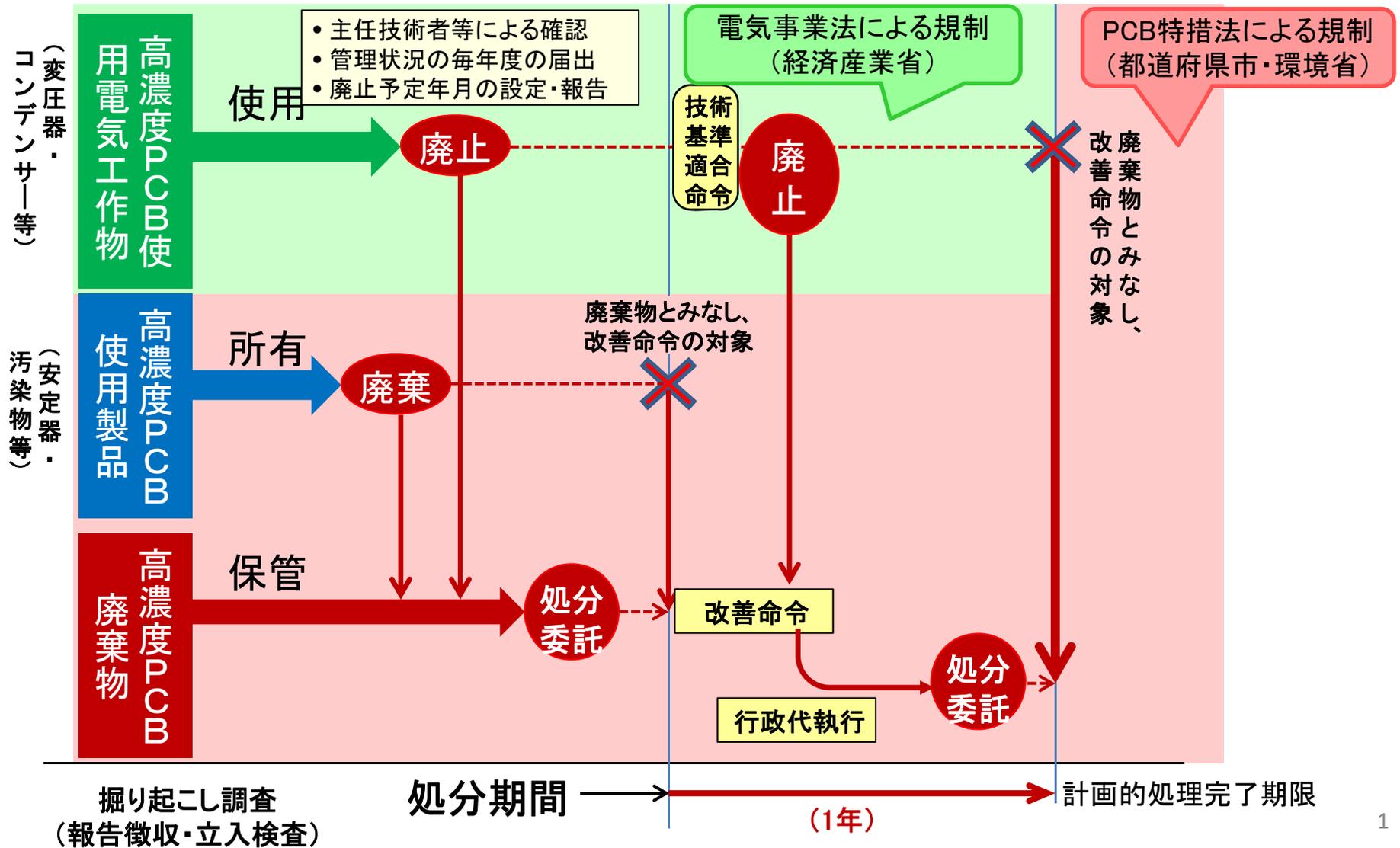


北九州事業地域の自治体による 行政処分等の実施状況

平成30年10月
環境省廃棄物規制課

行政処分の実施による確実な処分の委託

- 処分期間までに処分委託されていない高濃度PCB廃棄物等は、行政からの改善命令の対象となる。
- 最終的には、事業者が破産等により不存在となっている場合を含め、代執行等を実施し、確実に処分委託を実施する。



北九州事業エリアの自治体による行政処分等の実施状況 【概況】

- 現時点で、改善命令又は代執行の対象となる可能性が高い事案が北九州事業エリア全体で14件存在（自治体数としては10区市）。詳細な状況は下記のとおり。
- 改善命令を経るものを含め、平成30年中には代執行による搬入まで完了する予定。

	概要	件数
保管事業者が存在し改善命令を発出	資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者に対して改善命令を発出したもの。6月中旬に全国初となる命令が1件発出、その後、7月に5件、8月に1件、9月に1件発出。なお、 <u>7月に命令発出された1件は9月に命令履行完了。</u>	8件
実質的に保管事業者不存在であるが改善命令を発出の上代執行を予定	<u>上記8件の改善命令事案のうち、保管事業者としての法人登記が残っているが当該保管事業者が実質的に存在しない(休眠状態)もの。</u> これらの事案は代執行を予定しているが、登記が残されているため、まず命令を経る必要があった。	(上記のうち) 2件
保管事業者不存在により代執行を予定	保管事業者が既に破産している等の理由により、改善命令を経ずに直接代執行を実施するもの。すべての事案について代執行の前提となる公告を実施済み。	7件

- 全体15件のうち4件が今年度に入ってから発覚した事案。
- 全体15件のうち何らかの形で予算確保済みの事案が8件、補正予算により対応予定の事案が7件。自治体数では前者が5区市、後者が5区市。

北九州事業エリアの自治体による行政処分等の実施状況 【事案例】

(各縣市からの聞き取りを踏まえ環境省で作成)

事案① 保管事業者が存在し改善命令を発出した事案

- 今年1月にJESCO登録したものの、スケジュール通りに支払ができず契約解除となり、違反状態となった事案。
- 6月に弁明の機会の付与を実施(2週間)し、結果を踏まえ7/13に改善命令発出。履行期限は中小減免の申請があることを踏まえ2ヶ月後に設定。
- 命令期間中、継続的に指導を行ってきた結果、期限日(9/12)に収運契約が整い命令履行が完了した。

事案② 実質的に保管事業者不存在であるが改善命令を発出する必要があった事案

- 昭和47年に建設されたホテルにおいてPCB機器が存在した記録が(財)電気絶縁物処理協会のデータに残されていたものの、平成12年時点で既に廃屋状態。
- 本データを元に、現在の土地所有者をたどって中を確認したところ、高濃度コンデンサーを発見。ただし現所有者は当該土地で事業活動は行っておらず、元々ホテルを経営していた法人が保管事業者であると判断。
- 当該法人の登記は残置しているが、実態上存在しない状況。代表取締役は死亡しており、監査役のみ所在が判明。
- 法人宛ての改善命令を監査役に発出しているが、実質不存在のため、最終的には代執行を実施する予定。

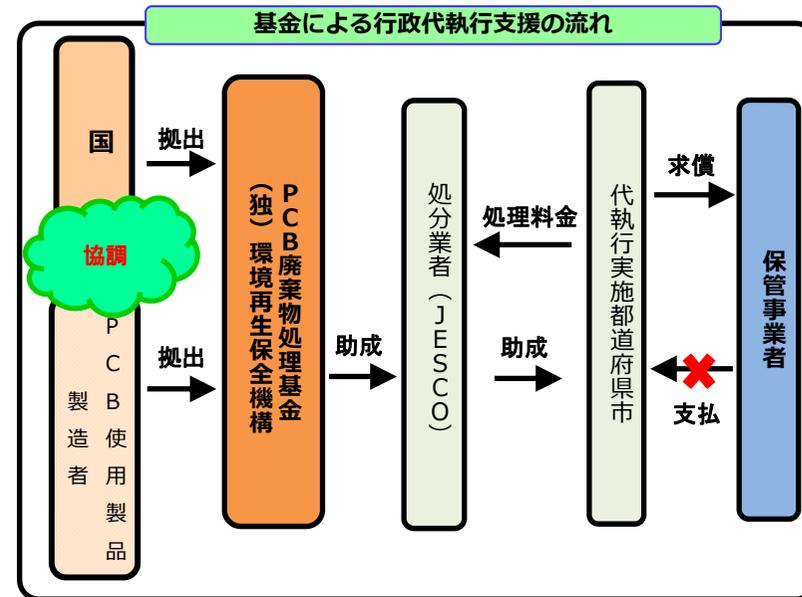
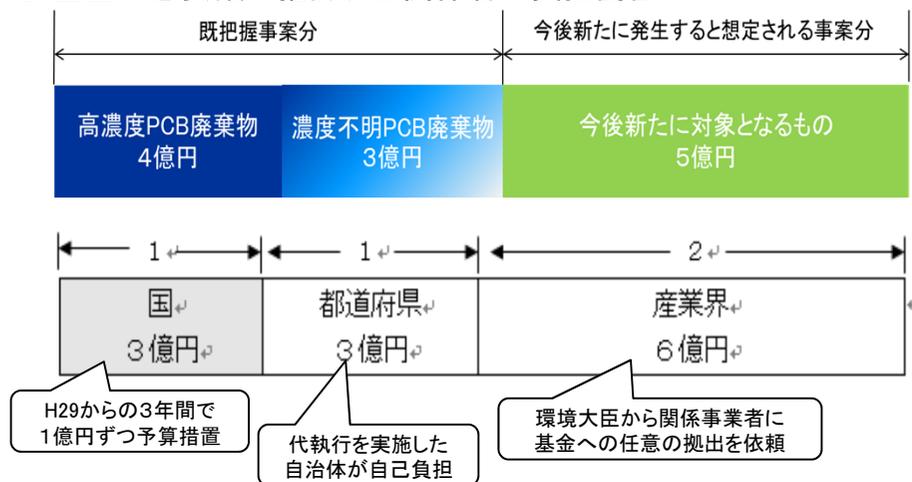
事案③ 保管事業者不存在により代執行を予定している事案

- 山中のいわゆる「雑品ヤード」の立入りにおいて、保管されていたスクラップ機器の中に大量(約200台)の濃度不明のコンデンサーが発見された事案。
- 環境省の支援事業を活用し、積み上げられた機器の平置き、銘板確認、一部機器の濃度分析等を経て、事案発覚から機器の特定までに約2ヶ月半をかけて92台が高濃度として確定。
- 元々の保管事業者と推測される者(スクラップ業者に機器を有価物として売却した者)が既に不存在となっていることから、今後直接代執行を行う予定。

(参考)高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援について

- ◆ 高濃度PCB廃棄物に関し、保管事業者が処分期間内に処分を行わない場合、都道府県市が代執行を行うこととなる。その費用は、保管事業者から徴収することが原則であるが、使用機器の製造から40年以上が経過する中で、破産、死去等により保管事業者が不存在の場合など、徴収が困難と見込まれる事例も存在する。
- ◆ このような場合、都道府県市が、事務執行に係る負担に加えて代執行に係る費用の全てを負担することは必ずしも適当ではないため、(独)環境再生保全機構に置かれている「PCB廃棄物処理基金」の枠組みを活用し、国、関係事業者(PCB及びPCB使用製品製造者)から費用を支援する。
- ◆ 具体的には、都道府県市が代執行を実施した場合に、その必要額の3/4をPCB廃棄物処理基金より支援する。

○ 基金の必要額の推計及び関係者の負担割合



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(抜粋)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

第四条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)

第二十二条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(参考) 自治体に対する行政代執行支援業務

- 自治体が代執行する上で必要となる手続きを迅速かつ適正に遂行できるよう、専門家派遣等による実務支援を行うため、予算事業により以下を実施(平成30年度予算)。
- これまでに3件の代執行予定事案に支援を実施。

<具体的な支援内容>

(1) 代執行に係る書類作成等の補助

(具体例)

- 行政代執行実施にあたり必要となる詳細な経費見積もり等に関する技術的支援
- 代執行の対象者・対象物の特定等に関する法令面・技術面での支援【実績1件】
- 代執行対象物の処理委託に当たっての詳細性状分析に関する支援【実績1件】

(2) 代執行に係る現地確認等の実施補助

(具体例)

- 現地確認等の実施に際しての電気主任技術者等の専門家の派遣【実績1件】
- 代執行による廃棄物の搬出等の具体的方法の検討及び実施に係る支援(対象機器に汚損がある場合の取扱い等を含む。)【実績2件】
- 代執行に係る手続きに関する一般的な相談・確認への助言

※ 上記に例示したものの以外にも、自治体のニーズ等に合わせ順次必要な支援を行っていく予定